

平成22年 8 月 3 日
第2202号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（388・福祉政策課）…………… 1
- 基本測量実施の通知（389・建設管理課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（390・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 道路区域の変更及び供用開始（391・秋田地域振興局建設部）…………… 2
- 建設業の許可の取り消し（392・由利地域振興局総務企画部）…………… 2
- 道路の供用開始（393・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活力創造課）…………… 3
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（平鹿地域振興局農林部）…………… 5

選挙管理委員会告示

- 公職選挙執行規程の一部を改正する規程（81）…………… 6

人事委員会規則

- 人事委員会規則11-1（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 6

告 示

秋田県告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成22年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ケアプランセンター結	株式会社 エヌ・エフ クラフト 代表取締役	北秋田市米内沢字柳原58番地	居宅介護支援事業	平成22年 6 月15日
さわやか居宅介護支援センター	有限会社せせらぎ 代表 取締役	能代市落合字下谷地251番地6	居宅介護支援事業	平成22年 6 月 1 日
通所介護事業所きざくら	社会福祉法人 由利本荘 市社会福祉協議会 会長	由利本荘市東由利老方字後田70番地3	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成22年 4 月20日
すずらん福祉用具販売	有限会社 居宅介護支援 センターまり 取締役	大館市豊町9番33号 秋田 測機ビル2F	特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成22年 7 月 1 日
ほのほのデイサービスセンター	有限会社 伊藤製作所 代表取締役	横手市雄物川町造山字十足馬場115-1	通所介護、介護予防通所介護	平成22年 6 月15日
たかはし内科ひだまりクリニック	高 橋 維 彦	湯沢市字大島89-2	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成22年 7 月 2 日

秋田県告示第389号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成22年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 作業の種類

基本測量「電子国土基本図（オルソ画像）作成業務」

2 作業を行う地域

秋田市、能代市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、上小阿仁村、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町及び大潟村

3 作業を行う期間

平成22年 8 月 1 日から平成23年 3 月22日まで

秋田県告示第390号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により平成22年 4 月 7 日付け指令秋建－2－57で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

潟上市飯田川下虻川字儘ノ内52番地 5

飯田川都市開発株式会社 代表取締役 渡部 久志

2 開発区域に含まれる地域の名称

潟上市飯田川飯塚字古開90番 2、138番 1、148番 1、152番、162番 1、259番、260番、潟上市飯田川飯塚字岡谷地 1 番、2 番、3 番、4 番、5 番、6 番、7 番、8 番、9 番、37番2、39番2、40番、41番、42番、43番、44番、45番、52番、53番、114番、115番、116番、潟上市飯田川飯塚字上堤敷69番 1、76番、89番 1、90番 1、91番、92番、93番、96番、97番、98番、99番、100番、101番、102番、108番、109番、110番、118番、119番、120番、121番、122番、170番、172番、173番、174番、175番、176番、177番、178番、179番、180番

秋田県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。

平成22年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	秋田岩見船岡線	秋田市広面字蓮沼85番 1 地先から字糠塚46番 1 地先まで	16.00～32.00	0.158
	新	秋田岩見船岡線	〃	16.00～32.00	0.158

2 供用開始の期日 平成22年 8 月 3 日

3 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(1) 場所 秋田地域振興局建設部用地課

(2) 期間 平成22年 8 月 3 日から同月16日まで

秋田県告示第392号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8 月 3 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成22年 7 月21日

- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
伊藤工務店
にかほ市金浦字金浦268番地
伊 藤 勘 市
秋田県知事許可（般－18）第50109号
- 3 処分の内容
建築工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成22年7月5日付けで建築工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
平成22年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区 間
県 道	湯沢雄物川大曲線	大仙市角間川町字稻荷中島46番4から藤木字東八圭104番1まで

- 2 供用開始の期日 平成22年8月6日 午後3時
- 3 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成22年8月6日から同月19日まで

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 申請のあった年月日
平成22年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 燦あきた
- 3 代表者の氏名
田 中 敏 勝
- 4 主たる事務所の所在地
秋田市山王六丁目13番8号
- 5 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、精神的・身体的・社会的健康状態の維持・管理又はメンタル不調者の発見、高齢者・青少年の緊急医療等の対応に関する情報及び相談、支援を必要とする人々に対して、安心して社会生活及び勤労に従事することが出来るよう、各種情報や公共的サービスの提供・支援に関する事業を行ない、行政・他の関係機関と連携しながら地域の活性化・勤労意欲の向上・雇用の創出の実現に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、精神的・身体的・社会的健康状態の維持・管理又はメンタル不調者の発見、高齢者・青少年の緊急医療等の対応に関する情報及び相談、支援及び農業の運営に関する情報、観光・環境に対する情報を必要とする人々に対して、安心して社会生活及び勤労に従事することが出来るよう、各種情報や公共的サービスの提供・支援に関する事業、農業・農村の活性化事業、介護・少子化対策・子育て支援・観光・省エネ・環境・除雪対策事業を行ない、行政・他の関係機関と連携しながら地域の活性化・勤労意欲の向上・雇用の創出の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更内容
- (1) 目的

(2) 特定非営利活動の種類

(3) 事業

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成22年8月3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	秋田市中通一丁目46番	宅地	400.95	19,800,000
2	男鹿市船越字狐森147番2、男鹿市船越字内子1番151	宅地	1,305.81	5,301,000
3	由利本荘市石脇字竜巻15番2、由利本荘市石脇字石ノ花194番138	宅地	6,603.85	53,100,000

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
1～2	出納局財産活用課 調整・財産管理班（電話018-860-2736） 秋田市山王四丁目1番1号	平成22年8月3日（火）から同月24日（火）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
3	由利地域振興局総務企画部 総務経理課総務班（電話0184-22-5431） 由利本荘市水林366番地	平成22年8月3日（火）から同月25日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	出納局財産活用課入札室 秋田市山王四丁目1番1号	平成22年8月25日（水）午前10時
2	出納局財産活用課入札室 秋田市山王四丁目1番1号	平成22年8月25日（水）午前11時
3	由利地域振興局庁舎第1会議室 由利本荘市水林366番地	平成22年8月26日（木）午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。）

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課（電話018-860-2736）に照会のこと。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、平鹿町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成22年 8月 3日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町浅舞字西田55番地

〃 平鹿町醍醐字街道上79番地

〃 平鹿町下吉田字高口61番地

〃 平鹿町樽見内字新処46番地

〃 平鹿町浅舞字覚町後94番地

〃 〃 字蛭野317番地

〃 〃 字覚町後108番地の2

〃 平鹿町醍醐字館ノ下69番地の2

〃 〃 字城廻118番地

〃 平鹿町浅舞字桜森境123番地

〃 平鹿町中吉田字中清水上89番地

〃 平鹿町醍醐字上醍醐93番地

〃 平鹿町上吉田字館尻45番地の4

〃 平鹿町下鍋倉字城戸112番地

〃 平鹿町中吉田字蟹沢25番地

〃 平鹿町下吉田字桑ノ木108番地

〃 平鹿町浅舞字新平川142番地

〃 平鹿町樽見内字笛吹田9番地

〃 平鹿町浅舞字浅舞166番地

〃 平鹿町上吉田字深間内52番地

〃 平鹿町醍醐字関合67番地

後 藤 清 一
佐 藤 紘 蔵
武 田 一 美
首 藤 欣 一
長谷川 正 清
森 谷 康 市
鈴 木 嘉 一
柴 田 幹 男
平 塚 岳 夫
小 野 肇
川 崎 昇 一
菅 原 俊 明
菊 地 謙 逸
伊 藤 半 司
西 田 清 美
飯 野 正 和
菅 原 孝
栗 田 信 義
酒 井 大 策
近 親
山 田 昇

2 就任理事の住所及び氏名

横手市平鹿町浅舞字西田55番地

〃 平鹿町醍醐字街道上79番地

〃 平鹿町下吉田字高口61番地

〃 平鹿町樽見内字新処46番地

〃 平鹿町浅舞字覚町後94番地

〃 平鹿町醍醐字城廻118番地

〃 平鹿町中吉田字蟹沢25番地

〃 平鹿町浅舞字蛭野317番地

〃 平鹿町醍醐字関合67番地

〃 平鹿町下鍋倉字城戸112番地

〃 平鹿町上吉田字田ノ植9番地

〃 平鹿町浅舞字新平川142番地

〃 〃 字浅舞126番地の2

〃 平鹿町上吉田字深間内52番地

〃 平鹿町浅舞字覚町後108番地の2

〃 平鹿町醍醐字宿尻9番地

〃 〃 字館ノ下69番地の2

〃 平鹿町下吉田字桑ノ木108番地

後 藤 清 一
佐 藤 紘 蔵
武 田 一 美
首 藤 欣 一
長谷川 正 清
平 塚 岳 夫
西 田 清 美
森 谷 康 市
山 田 昇
伊 藤 半 司
齊 藤 忠 孝
菅 原 孝
菅 原 正
近 親
鈴 木 嘉 一
佐 藤 正 夫
柴 田 幹 男
飯 野 正 和

横手市平鹿町樽見内字福田37番地	新 山 昭
〃 平鹿町醍醐字上醍醐93番地	菅 原 俊 明
〃 平鹿町中吉田字中清水上89番地	川 崎 昇 一
〃 平鹿町浅舞字桜森境123番地	小 野 肇
3 退任監事の住所及び氏名	
横手市平鹿町醍醐字西上沖田61番地	柿 崎 健 作
〃 平鹿町下鍋倉字上六ツ段53番地	清 水 精 一
〃 平鹿町中吉田字中清水137番地	佐々木 隆
4 就任監事の住所及び氏名	
横手市平鹿町醍醐字西上沖田61番地	柿 崎 健 作
〃 平鹿町下鍋倉字上六ツ段53番地	清 水 精 一
〃 平鹿町中吉田字中清水137番地	佐々木 隆

選挙管理委員会告示

秋選管告示第八十一号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十二年八月三日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第二中

社会福祉法人ファミ リイケアサービスケ アハウスすこやか横 手	横手市横山町一番一号
--	------------

を

社会福祉法人ファミ リイケアサービスケ アハウスすこやか横 手	横手市横山町一番一号
特別養護老人ホーム さくら	横手市駅前町十四番九号
ショートステイさく ら	横手市駅前町十四番九号

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年八月三日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一一一（公平委員会の事務委託市町村、一部事務組合及び広域連合の管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一能代市本庁の項中「、室長」を「、防災危機管理室長、収納対策室長」に改め、同表能代市出先機関の項中「診療所」所長、事務長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行 者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月 3,675円(税込み)	
印 刷 所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印 刷 者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号